

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます	
施策の柱1	差別の解消	
施策(1)	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
1	市民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	・広報ださいふやホームページ、SNSなどを積極的に活用し、啓発を行う。	・12月の障がい者週間に合わせて広報ださいふ12月号に障がい者特集を掲載し、障がい者への差別解消に向けた理解促進を行った。	・広報ださいふやホームページ、SNSなどを積極的に活用し、啓発を行う。	福祉課	44
2	障がいや障がい福祉に関する市民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどを実施します。	・精神障がいに対する理解促進を目的に、元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で精神保健福祉講演会を開催する。 開催日：未定	・精神保健福祉講演会を実施した。 開催日：2月27日（金） 内容：認知症とうつ病～それぞれの病気とその関係について～ 講師：牧病院 院長 牧 聡 参加者数：103名	・精神障がいに対する理解促進を目的に、元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で精神保健福祉講演会を開催する。 開催日：未定	福祉課 元気づくり課	44
		・高齢者、障がい者、外国人など多様な視点を持つ重要性を説明する「10分プレゼン」を校区自治協議会役員会以外の行政区にも広げていく。	・1校区の自治協議会役員会にて「男女共同参画の視点からの地域の防災・災害対応」をテーマに「10分プレゼン」を実施した。その中で、日ごろから障がい者や高齢者などの立場に立ち、多様な視点を持つことの重要性について説明した。校区自治協議会役員会以外に広げることではできなかったが、市内大学主催の多様な視点から避難所運営を考える「避難所ワークショップ」に共催者として参加した。	・該当なし	人権政策課	44
		・人権講座「ひまわり」で、聴覚障害・デフリンピックをテーマに講演を実施する。 ・家庭教育学級を中心に学習の機会を提供する。	・令和7年8月1日（金）に筑紫台高等学校を会場にして、講師を社福）福岡県聴覚障害者協会 事務局長の太田陽介さんを招き、演題「耳のきこえない人たちの人権について」で人権講座「ひまわり」を開講した。参加者数56人。課題として参加者が固定化されていて、周知方法を検討する必要がある。 ・家庭教育学級の講座（R7.10.30開催、太宰府市役所405会議室、10名参加）において、染原 レイ子さんを招き、LD、ADHD等の子どもの理解と支援を学ぶ機会となった。	・8月7日（金）にデフアスリートの矢ヶ部真衣さんと久住呂文華さんを講師に、デフリンピックと聴覚障害について、人権講座「ひまわり」を開催する。会場は日本経済大学を予定している。 ・家庭教育学級を中心に学習の機会を提供していく。	社会教育課	44
3	地域でともに学び、ともに育つ教育・保育環境の中で、児童・生徒が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育、社会教育において、体験を通じた人権教育や福祉教育をすすめます。	・研修等に積極的に参加し、保育士の知識を高めて保育につなげる。 ・手話を取り組んでいく意味を保育士一人ひとりが把握そして理解し、保育の中に取り入れる。	・研修（こぐま学園・子ども発達相談室の研修・福岡県医師会など）に参加し、お互いに情報共有ができた。 ・保育の中に手話などを取り入れることはできたが、子どもたちが理解するために保育士がどのような手立てをしていくのが今後の課題である。	・インクルーシブ保育を保育士一人ひとりが理解するとともに、子ども発達相談室との連携を図りながら園支援や園訪問から学び保育につなげる。	保育児童課 （こじょう保育所）	44
		・子ども会を対象とした研修会やジュニアリーダーズクラブの定例会等あらゆる子どもたちが集まる機会を利用して、障がいをに対する正しい理解と知識を深める体験活動に取り組む。	・該当なし	・該当なし	社会教育課	44
		・「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を実施していく。「総合的な学習の時間」では盲導犬や車椅子・点字等の体験学習を位置づけ、障がいのある人と実際に学習する機会を設ける。また、特別支援学級や通級指導教室についても、各学年で障がいのある子どもの理解を深める学習の工夫を行い、共生のための行動につなぐ。 ・「居住地校交流事業」を実施していき、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を提供する。	・「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を行い、共生という観点で考えさせた。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者が、各学年で特別支援学級や通級指導教室の学習の様子等について話をすることで、障がいのある子どもの理解を深め、共に学び共に生活するよさについて学んだ。 ・「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施した。 対象者：特別支援学校の児童生徒 参加者：8人	・「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を実施していく。「総合的な学習の時間」では盲導犬や車椅子・点字等の体験学習を位置づけ、障がいのある方と実際に学習する機会を設ける。また、特別支援学級や通級指導教室についても、各学年で障がいのある子どもの理解を深める学習の工夫を行い、共生のための行動につないでいく。 ・「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施していく。	学校教育課	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます				
施策の柱1	差別の解消				
施策(2)	障がい者を理由とする差別の解消の推進				

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
4	障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。	・広報ださいふやホームページ、SNS等を積極的に活用し、啓発を行う。	・12月の障がい者週間に合わせて広報ださいふ12月号に障がい者特集を掲載し、障がい者への差別解消に向けた理解促進を行った。	・広報ださいふやホームページ、SNS等を積極的に活用し、啓発を行う。	福祉課	44
5	障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。	・福岡障害者職業能力開発校が行う訓練が市内で実施される際に協力を行っていくほか、就労のためのスキル習得の取り組みについて、周知等の協力を行う。	・福岡障害者職業能力開発校が行う初級パソコンビジネス科訓練や福岡県の障がい者ITサポート養成講習会等の周知の協力を行った。	・福岡障害者職業能力開発校が行う訓練が市内で実施される際に協力を行っていくほか、就労のためのスキル習得の取り組みについて、周知等の協力を行う。	福祉課	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮
施策(1)	人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

取り組み内容	令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
6 障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止のための相談に対応するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センター、元気づくり課、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化する。	・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止のための相談に対応するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センター、元気づくり課、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、必要に応じてケース会議を実施した。	・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止のための相談に対応するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センター、元気づくり課、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化する。	福祉課	45
	・人権擁護委員による人権相談を継続し、周知を行う。	・毎月、市役所にて人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・相談件数は3件／年、うち障がいにに関する相談は無かった。 ・人権擁護委員は、筑紫人権擁護委員協議会の障がい者の人権問題部会(6人)において、11月7日実施の県連障がい者人権委員会研修(web)を5人の委員が受講した。	・人権擁護委員による人権相談を継続し、周知を広く行う。	人権政策課	45
7 障害者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などをすすめます。	・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努めるとともに、要見守り支援者等について状態に応じた訪問を行う。	・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努め、虐待の疑いについて全6件の相談に対応した。	・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努めるとともに、要見守り支援者等について状態に応じた訪問を行う。	福祉課	45
8 成年後見制度利用促進基本計画の策定状況に応じて、関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	・成年後見制度に関わる相談があった際には必要な支援を行う。	・成年後見制度に関わる相談があった際には必要な支援を行った。 ・市長申立(高齢者支援課:4件、福祉課:1件)	・成年後見制度に関わる相談があった際には必要な支援を行う。	福祉課 高齢者支援課	45
	・中核機関、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、成年後見人制度の周知と利用促進を図る。	・中核機関、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、成年後見人制度の周知と利用促進を図った。 ・市民向け相談会を実施した。 第1回:R8.2.2(月)14:00～16:00 南コミュニティセンター 河賀裕子司法書士 申込4件(予約満了、キャンセル待ち1件) 第2回:R8.3.4(水)14:00～16:00 とびうめアリーナ 山田剛司法書士 申込3件(1件当日キャンセル) ・市民向け講演会を実施した。 R8.2.17(火)14:30～15:30 参加者82名 太宰府市長寿クラブ連合会 相互支援員研修会にて実施 安樂美和司法書士「わたしの終活～思いをつなぐ準備をしよう～」	・中核機関、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、成年後見人制度の周知と利用促進を図る。 ・市民向け相談会や講演会を実施する。	福祉課 高齢者支援課	45
9 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業「ほのぼのサービス」の普及啓発と利用促進を図ります。	・適切なサービス利用に向けて、計画相談支援事業所によるきめ細やかなケアマネジメントを促進する。 ・金銭管理等支援として「ほのぼのサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行う。	・適切なサービス利用に向けて、計画相談支援事業所によるきめ細やかなケアマネジメントを促進した。 ・金銭管理等支援として「ほのぼのサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行った。	・適切なサービス利用に向けて、計画相談支援事業所によるきめ細やかなケアマネジメントを促進する。 ・金銭管理等支援として「ほのぼのサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行う。	福祉課	45
10 福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福岡県運営適正化委員会などの苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者などの権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。	・福岡県運営適正化委員会の実施する福祉サービス苦情解決相談などを案内することで権利擁護を行う。 ・苦情を受け付けた際には利用者から聴取を行うとともに、福祉サービス事業者などへの確認を行い、解決を目指す。	・福岡県運営適正化委員会の実施する福祉サービス苦情解決相談などを案内することで権利擁護を行った。 ・苦情を受け付けた際には利用者から聴取を行うとともに、福祉サービス事業者などへの確認を行い、解決に向けて対応した。	・福岡県運営適正化委員会の実施する福祉サービス苦情解決相談などを案内することで権利擁護を行う。 ・苦情を受け付けた際には利用者から聴取を行うとともに、福祉サービス事業者などへの確認を行い、解決を目指す。	福祉課	45

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます	
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮	
施策(2)	市役所等の事務や事業における権利擁護のための配慮	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
11	市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	・全職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施する。	・全職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、R7年度職員研修として障がい者差別解消法に関する動画視聴(【大阪府】合理的配慮始めました～大阪の人情で広げる共生社会～)、資料提供(内閣府 障がい者差別解消法リーフレット)を行った。	・全職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施する。	福祉課	46
		・次期障がい者活躍推進計画を策定し、研修を実施する。	・障がい者活躍推進計画は内容を検討したものの完成に至らなかった。策定に向けては計画的に取り組むことが課題。 ・研修も未実施であるが、障がい者雇用においては、採用後の職場における理解や体制整備が不可欠であり、職員研修などを通して多様な障がいに対する理解促進に努めることが課題。	・次期障がい者活躍推進計画を策定し、併せて研修等の取り組みについて検討する。	総務課	46
12	市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	・該当なし	・聴覚障がい者や難聴者等が市役所窓口で円滑なコミュニケーションを取ることができるよう、音声を確認して文字をディスプレイに表示する機器を導入し、障がい者等がいつでも安心して窓口に来庁することができる環境を整備した。	・該当なし	福祉課	46
		・該当なし	・会計年度任用職員採用において、聴覚障がい者へ手話通訳者をつけて面接を実施した。	・職員採用や採用後の職場における合理的配慮について検討し実施する。	総務課	46
		・市民政庁まつりの会場にスロープを設置する。	・市民政庁まつりで、会場入り口にスロープを設置した。 ・市民政庁まつりで、身体が不自由な方が利用できるよう車いすを用意した。 ・市民政庁まつりで、ステージ及び本部に手話通訳者を配置したり、本部にホワイトボードを設置したりするなど聴覚に障がいのある方にも障がいのない方と同じように情報を得ることができる環境を整えた。	・市民政庁まつりで、会場入り口にスロープを設置する。 ・市民政庁まつりで、身体が不自由な方が利用できるよう車いすを用意する。 ・市民政庁まつりで、ステージ及び本部に手話通訳者を配置したり、本部にホワイトボードを設置したりするなど聴覚に障がいのある方にも障がいのない方と同じように情報を得ることができる環境を整える。	地域コミュニティ課	46
		・筑紫野イオンモールで確定申告を行う筑紫税務署に協力し、65歳以上の人に加え、障害者手帳を持っている人も対象として、確定申告相談会をいきいき情報センターで行うことを検討する。	・筑紫野イオンモールで確定申告を行う筑紫税務署に協力し、65歳以上の人に加え、引き続き障害者手帳を持っている人も対象として、確定申告相談会をいきいき情報センターで行った。	・筑紫野イオンモールで確定申告を行う筑紫税務署に協力し、65歳以上の人に加え、引き続き障害者手帳を持っている人も対象として、確定申告相談会をいきいき情報センターで行うことを検討する。	税務課	46
		・該当なし	・集団健診において車いすの方でも安心して肺がん検診が受診できるよう、リフト車を配置する日を設定した。	・集団健診において車いすの方でも安心して肺がん検診が受診できるよう、リフト車を配置する日を設定する。	元気づくり課	46
		・二十歳のつどいの開催において、介助者の会場への同伴入場等の配慮を行い、障がい者が参加しやすいような運営に努める。 ・特別支援学校の卒業生も参加しやすいようにお知らせを工夫する。	・二十歳のつどいの開催にあたっては、当日介助者に会場までの動線を確認してもらい、安心してスムーズに会場へ入場できるよう職員も介助を行うなど障がい者が参加しやすいような運営に努めた。 ・会場内には車いす専用スペースがある旨や手話通訳の設置、ビデオレター字幕付けることなどを事前に本市HPでお知らせした。 ・今回から新たな取り組みとして、「受付へのコミュニケーション支援ボードの設置」「配慮が必要な方への控室の用意」を行い、事前に本市HPでお知らせした。 ・特別支援学校の卒業生が参加しやすいお知らせの工夫はできていない。	・二十歳のつどいの開催にあたっては、介助者の会場への同伴入場等の配慮を行い、障がい者が参加しやすいような運営に努める。 ・特別支援学校の卒業生も参加しやすいようにお知らせを工夫する(福祉課との連携など)。	社会教育課	46
		・該当なし	・水城小学校における肢体不自由児への合理的配慮を目的に、トイレの利便性向上を図るため、手すりと踏み台を購入、設置した。この対応により、障がいのある児童が安心して学校生活を送る環境を整備した。	・インスリン注射が必要な児童への安全で適切な支援を確保するため、看護師資格を持つ支援員を常時配置する体制を整備する。	学校教育課	46
		・体育施設のバリアフリー改修が必要な箇所を把握する。	・未実施	・スポーツ施設において、点字ブロックやオストメイトの設置、バリアフリー化等が十分でない施設を把握し、施設利用者や管理者、福祉課や障がい者団体の意見を聞き、可能な部分からの改修に努める。	スポーツ課	46
		・該当なし	・議会の傍聴において、手話通訳の事前申込をホームページでお知らせし、申込があった際に、傍聴席に手話通訳者を配置した。 ・今後、議場内のバリアフリー化を検討していく必要がある。	・議会の傍聴において、手話通訳の事前申込をホームページでお知らせし、申込があった際に手話通訳者を配置する。 ・議場内のバリアフリー化を検討する。	議事課	46
		・該当なし	・立候補予定者説明会において、車いす用に出入り口付近に椅子を間引いた机を用意した。	・該当なし	選挙管理委員会事務局	46
13	障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用し、わかりやすい情報提供をすすめます。	・視覚障がい者に対して案内文書を郵送する際には、封筒に点字シールを貼付する。	・視覚障がい者に対して案内文書を郵送する際には、封筒に点字シールを貼付した。	・視覚障がい者に対して文書等を郵送する際には、封筒に点字シール貼付や音声読み上げ機能(ユニボイス)を活用する。	福祉課	46
		・広報だざいふにおいて、障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすい内容や表現を心がける。さまざまな手段で問い合わせできるよう、記事の問い合わせ先に必要に応じてファクス番号・メールアドレスを掲載するよう心がける。 ・各課で作成された広報物が伝わる内容になっているか確認し、適宜各課へ助言する。	・広報だざいふにおいて、障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすい内容や表現を心がける。さまざまな手段で問い合わせできるよう、記事の問い合わせ先に必要に応じてファクス番号・メールアドレスを掲載するよう心がける。 ・各課で作成された広報物が伝わる内容になっているか確認し、適宜各課へ助言する。	・広報紙の内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすい内容や表現を心がけた。さまざまな手段で問い合わせできるよう、記事の問い合わせ先に必要に応じてファクス番号・メールアドレスを掲載するよう心がけた。 ・各課で作成された広報物や、伝わるチェックシートについて確認を求められた際は、伝わる内容になっているか確認し、適宜、各課へ修正依頼を行った。 ・R6年度からホームページに「声の広報だざいふ」を掲載しているが、R7年度から委託契約に変更することにより、継続して情報保障ができる体制を整えた。	経営企画課	46

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます		
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮		
施策(2)	市役所等の事務や事業における権利擁護のための配慮		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
		・該当なし	・該当なし	自治会配送において、広報物や内容についてさまざまな手段で問い合わせができるよう、必要に応じて包装紙にファクス番号・メールアドレスを掲載するよう各課に求める。	文書情報課	46
		・該当なし	・市ホームページで自治会加入申込フォームを作成し、自治会加入へ4件つながることができた。	・該当なし	地域コミュニティ課	46
		・戸籍に記載される振り仮名の通知書を、音声コード付き(2次元コード)で送付する。	・戸籍に記載される振り仮名の通知書を、音声コード付き(2次元コード)で送付した。	・該当なし	市民課	46
		・該当なし	・該当なし	・筆談や情報機器の活用、話し方の工夫等、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法がとれる配慮を引き続き行う。 ・スポーツ施設において、点字ブロックやオストメイトの設置、バリアフリー化等が十分でない施設を把握し、施設利用者や管理者、福祉課や障がい者団体の意見を聞き、可能な部分からの改修に努める。	スポーツ課	46
		・点字シールを活用すること等により障がいの特性に応じた情報提供を行う。	・該当なし	・投票所入場整理券(選挙はがき)への音声読み上げ機能(ユニボイス)導入について検討を行う。	選挙管理委員会事務局	46
14	投票所での段差解消や会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。	・どの選挙においても、引き続き手すりやスロープが整備された学校施設等を投票所として使用し、会場内をスムーズに移動できるよう配置を工夫する等の投票環境に配慮した投票所づくりに努める。	・該当なし	・該当なし	選挙管理委員会	46

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり		
施策(1)	生活を支援する情報提供の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
15	市の広報だざいふやインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、障がいの特性に応じた多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	・障がい福祉サービスを紹介する冊子「ぬくもり」を更新し、窓口で説明・配付する。	・障がい福祉サービスを紹介する冊子「ぬくもり」を更新し、窓口で説明・配付した。 ・冊子「ぬくもり」にサービスごとの2次元コードを掲載し、より充実した説明を掲載しているホームページに誘導した。 ・それぞれの障がいの特性に合わせた情報提供が不十分であるため、よい方法を検討する必要がある。	・障がい福祉サービスを紹介する冊子「ぬくもり」を更新し、窓口で説明・配付する。 ・それぞれの障がいの特性に合わせた情報提供方法を検討する。	福祉課	47

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり	
施策(2)	生活を支援する相談支援体制の充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
16	障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	・障がい福祉ネットワーク会議(4回)開催や筑紫地区地域自立支援協議会事務局会(12回)・各部会(12回)の開催等を通して、関係機関との連携強化を図る。	・障がい福祉ネットワーク会議を4回開催、筑紫地区地域自立支援協議会事務局会を12回および各部会の開催等を通して、関係機関との連携強化を図った。	・障がい福祉ネットワーク会議(4回)開催や筑紫地区地域自立支援協議会事務局会(12回)・各部会の開催等を通して、関係機関との連携強化を図る。	福祉課	47
		総合相談にあたる主任介護支援専門員を1名増員する。	・相談件数の増加や相談内容の多様化・困難さのため業務負担の増大を改善するため、総合相談にあたる主任介護支援専門員を1名増員した。 ・多様化する相談において、部署を超えた相談員同士の連携は欠かせないが、支援の現場において相談員の誰がどのような役割を担っているのかが掴めていないため、円滑な連携となり得ていない場合がある。	・地域ケア個別会議の開催や各事業所の運営推進会議への参加を通して、関係機関との連携強化を図る。 ・関係部署(福祉課等)における相談員同士の交流会等を検討し、顔の見える関係性づくりに努め、円滑な相談支援を目指す。	高齢者支援課	47
17	相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や障がい福祉相談員の適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ障がい福祉相談員を福祉課に3人配置する。 ・医療的ケア児支援、精神障がい者支援、虐待対応等に関する研修に職員が積極的に参加し、専門的知識の充実に努める。	・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ障がい福祉相談員を福祉課に3人配置した。 ・医療的ケア児支援、精神障がい者支援、虐待対応等に関する研修に職員が積極的に参加し、専門的知識の充実に努めた。	・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ障がい福祉相談員を福祉課に3人配置する。 ・医療的ケア児支援、精神障がい者支援、虐待対応等に関する研修に職員が積極的に参加し、専門的知識の充実に努める。	福祉課	48
18	相談者にとって必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	・相談を受ける際には相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、障がい福祉サービスを網羅している冊子「ぬくもり」やその他福祉課で作成した案内資料等を活用し、サービスや助成制度等の説明を行うことで、相談者の自己選択・自己決定を促す。	・相談を受ける際には相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、障がい福祉サービスを網羅している冊子「ぬくもり」やその他福祉課で作成した案内資料等を活用し、サービスや助成制度等の説明を行うことで、相談者の自己選択・自己決定を促した。	・相談を受ける際には相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、障がい福祉サービスを網羅している冊子「ぬくもり」やその他福祉課で作成した案内資料等を活用し、サービスや助成制度等の説明を行うことで、相談者の自己選択・自己決定を促す。	福祉課	48
19	市役所だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、当事者や家族の団体による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりをすすめます。	・地域活動支援センターの相談事業を支援するとともに、身体・知的障がい者相談員を配置する。 ・市役所玄関前において、障がい者相談員による相談会を年4回行う。 ・南隣保館において、「福祉なんでも相談窓口」を行う。	・地域活動支援センターの相談事業を支援するとともに、身体・知的障がい者相談員を配置した。 ・市役所玄関前において、障がい者相談員による相談会を年4回(4月9日、6月18日、8月20日、10月15日)行った。 ・南隣保館において、「福祉なんでも相談窓口」(2月9日)を行った。	・地域活動支援センターの相談事業を支援するとともに、身体・知的障がい者相談員を配置する。 ・市役所玄関前において、障がい者相談員による相談会を年4回行う。 ・南隣保館において、「福祉なんでも相談窓口」を行う。	福祉課	48
		—	・南隣保館において、「福祉何でも相談」を2回実施した。 ・市内の子ども食堂において、「生活の困りごと相談」を2回実施した。 ・2/13に「Café deこもりびとださいふ」を開催した。また、福岡県バーチャルさぼーとROOMと連携したバーチャル体験や福岡県筑紫保健環境事務所及びソーシャルワーク・オフィス福岡らと連携したひきこもりに関する相談会なども併せて実施した。 講師：福岡楠の会家族会 内容：本市のひきこもり相談窓口の状況など ・ひきこもり支援を本格始動したのが令和7年度で周知啓発が不足している部分もあるため、当事者やその家族に向けた情報発信が今後の課題。	・南隣保館において、「福祉何でも相談」を2回実施する。 ・市内の子ども食堂において、「生活の困りごと相談」を2回実施する。	生活支援課	新

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり	
施策(3)	生活を支援するサービスの充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
20	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	・相談内容に応じて、当事者団体、事業所、地域活動支援センターなどの関係機関の紹介を行う。 ・地域活動支援センターの支援を行うとともに、多様な日中活動系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。	・相談内容に応じて、当事者団体、事業所、地域活動支援センターなどの関係機関の紹介を行った。 ・地域活動支援センターの支援を行うとともに、多様な日中活動系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップを更新した。	・相談内容に応じて、当事者団体、事業所、地域活動支援センターなどの関係機関の紹介を行う。 ・地域活動支援センターの支援を行うとともに、多様な日中活動系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。	福祉課	48
21	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。	・金銭管理等については、社会福祉協議会の「ほのぼのサービス」や成年後見制度の情報提供を行う。 ・多様な居住系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。	・金銭管理等については、社会福祉協議会の「ほのぼのサービス」や成年後見制度の情報提供を行った。 ・多様な居住系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップを更新した。	・金銭管理等については、社会福祉協議会の「ほのぼのサービス」や成年後見制度の情報提供を行う。 ・多様な居住系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。	福祉課	48
22	障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。	・障がいのある人のニーズに応じて移動支援の支給決定を行う。	・障がいのある人のニーズに応じて移動支援の支給決定を行った。	・障がいのある人のニーズに応じて移動支援の支給決定を行う。	福祉課	48
23	地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。	・自立支援給付や地域生活支援事業の対象となる障がい者には、制度を説明し、助成等を行う。 ・身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を開始する。	・自立支援給付や地域生活支援事業の対象となる障がい者には、制度を説明し、助成等を行った。 ・軽度・中等度難聴者/児補聴器購入費助成事業にて、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に補聴器の購入費用の一部を助成する事業を開始した。	・自立支援給付や地域生活支援事業の対象となる障がい者には、制度を説明し、助成等を行う。	福祉課	48
		・生活保護受給者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行う。 ・生活困窮者についても、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切相談を受け、支援プラン作成及び他機関へのつなぎを行う。	・生活保護受給者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行った。 ・生活困窮者については、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切に相談を受け、支援プラン作成及び他機関へのつなぎを行った。	・生活保護受給者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行う。 ・生活困窮者についても、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切相談を受け、支援プラン作成及び他機関へのつなぎを行う。	生活支援課	48
24	障がいのある人を支援する家族の休息の機会や、家族同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。	・レスパイトケアのため日中一時支援の支給決定を行う。 ・在宅の医療的ケア児・者の介護者に対して、訪問看護を延長して利用した時の費用の一部を助成する医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援の支給決定を行う。 ・交流の機会の提供として、ボランティア団体や家族団体を紹介する。	・レスパイトケアのため日中一時支援の支給決定を行った。 ・在宅の医療的ケア児・者の介護者に対して、訪問看護を延長して利用した時の費用の一部を助成する医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援の支給決定を行った。 ・交流の機会の提供として、ボランティア団体や家族団体を紹介した。また、障がい福祉ネットワーク会議やアンケートなどにおいて、当事者家族同士や支援者との交流の機会を求める声があったため、検討を行う必要がある。	・レスパイトケアのため日中一時支援の支給決定を行う。 ・在宅の医療的ケア児・者の介護者に対して、訪問看護を延長して利用した時の費用の一部を助成する医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援の支給決定を行う。 ・当事者家族同士や、支援者を交えた交流の機会を検討する。	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり		
施策(4)	地域生活への移行・定着支援の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
26	病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・運営を図ります。	・退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう適切に医療機関や相談支援事業所等と連携を行う。 ・筑紫地区自立支援協議会において、地域生活に移行し、定着するための支援となる「体験の機会・場」の機能を持つ地域生活支援拠点を設置できるように体制整備を行う。 ・精神障がい者地域支援関係機関会議(旧全体会)及び精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る市・保健所担当者会議(旧準備会)において、精神障がいに対する知識や理解の普及啓発、医療と福祉の連携についての協議を行う。 ・グループホームが開催する地域連携推進会議への参加や協力を行う。	・退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう適切に医療機関や相談支援事業所等とケース会議を全14回行った。 ・筑紫地区自立支援協議会において、地域生活に移行し、定着するための支援となる「体験の機会・場」の機能を持つ地域生活支援拠点を設置できるように体制整備を進めた。 ・精神障がい者地域支援関係機関会議(旧全体会)及び精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る市・保健所担当者会議(旧準備会)において、精神障がいに対する知識や理解の普及啓発、医療と福祉の連携についての協議を行った。 ・グループホームが開催する地域連携推進会議への参加や協力を行った。	・退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう適切に医療機関や相談支援事業所等と連携を行う。 ・筑紫地区自立支援協議会において、地域生活に移行し、定着するための支援となる「体験の機会・場」の機能を持つ地域生活支援拠点を設置できるように体制整備を行い、拠点登録を促す。 ・精神障がい者地域支援関係機関会議(旧全体会)及び精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る市・保健所担当者会議(旧準備会)において、精神障がいに対する知識や理解の普及啓発、医療と福祉の連携についての協議を行う。 ・グループホームが開催する地域連携推進会議への参加や協力を行う。	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱2	保健・医療サービスの充実	
施策(1)	障がいの原因となる疾病などの予防と保健・医療サービスの充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
27	障がいの原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。	・生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防・重症化予防および早期発見・早期治療を目的に、結果説明会やすこやか健康栄養相談、健康教育を定期的に実施する。 ・健診結果等により、医療機関受診が必要な人に対し、適切に医療機関の受診に繋がるよう、各種相談事業等で受診勧奨を行う。	・生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防、重症化予防および早期発見・早期治療を目的に保健指導や健康教育を実施。 ＜実施内容＞ ・集団健診の受診者に対し各2日ずつ結果説明会を開催し、保健師や管理栄養士からの保健指導を行った。 ・月2回すこやか相談会を開催し、保健師や管理栄養士からの保健指導を行った。 ・高血圧、糖尿病、脂質異常症予防の健康教育および調理実習を開催した。 ・健(検)診結果で医療機関への紹介状が出された者のうち紹介状の受診ができていない者には、未受診者勧奨を実施し、医療機関の受診や治療につながるよう努めた。	・引き続き、生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防、重症化予防および早期発見・早期治療を目的に結果説明会、すこやか相談会、健康教育など開催していく。 ・健診結果等により、医療機関受診が必要な人に対し、適切に医療機関の受診に繋がるよう、各種相談事業等で受診勧奨を行う。	元気づくり課	49
28	障がいのある人の健康づくりを支援するため、受診しやすい健診体制の整備や、障がいの特性に応じた支援や配慮の中で保健・医療サービスを受けることができる環境づくりに努めます。	・集団健診受診について、配慮が必要な人がより受診しやすいよう、がん検診車にリフト機能の付いたものを採用する日設ける等、体制を検討する。 ・集団健診会場のイメージを周知し、事前にサポート申請がしやすいように予約サイトやコールセンターの対応方法も検討する。 ・地域健診の開催回数を増やす。	・集団健診において、リフト機能がある肺がん検診車を2日設け、配慮が必要な人がより受診しやすいよう環境を整えた。実際に、車椅子の方の受診があった。 ・集団健診において、事前にサポート申請があった受診者に対しては、集団健診委託業者と情報共有し、当日、より受診しやすいよう配慮に努めた。 ・地域健診の開催回数は、R6年度:1回(南隣保館)からR7年度:4回(南隣保館、水城小学校、太宰府小学校、太宰府西小学校)に増やし、配慮が必要な方が会場に来てもらいやすい体制を整えた。 ・様々な方が受診しやすくなるようWEBサイト、LINE、コールセンターでも予約できる環境を整えた。	・引き続き、集団健診において、リフト機能付きの肺がん検診者を設け、配慮が必要な人がより受診しやすいよう環境を整える。 ・集団健診において、事前にサポート申請があった受診者に対しては、集団健診委託業者と情報共有し、当日、より受診しやすいよう配慮に努める。 ・R8年度も南隣保館、水城小学校、太宰府西小学校での地域健診を実施する。 ・引き続きWEBサイト、LINE、コールセンターによる健診受診の予約を継続する。	元気づくり課	49
		・健診において、必要な配慮を行う。 ・後期高齢者と同日に受診できる健診日程を用意し、国保加入者と後期高齢者のどちらにも利用しやすい受診環境を作る。 ・地域健診の開催回数を増やす。	・健診案内リーフレットに、援助や配慮が必要な人に対し、事前相談ができる旨の案内を記載した。 ・重度障がい者を含む集団検診対象者が全ての日程で同日に受診できる健診とし、急遽未満後期として保険を移行したとしても、受診できる機会を確保した。 ・地域健診をR6年度1回(南隣保館)から4回(南隣保館・水城小・太宰府小・太宰府西小)へ拡大し、受診しやすい環境をつくった。	・集団健診について、令和8年度より、国保加入者と後期高齢者が同日に受診できる日程を増やし、さらに未満後期による後期高齢者への移行配慮を行う。	国保年金課	49
29	医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるよう、市内医療機関等への啓発をすすめます。	・医療機関につなぐ際に、対象者の障がいの特性を医療機関と共有する。	・医療機関につなぐ際、配慮が必要な対象者の場合は、特性も合わせて情報提供を行った。	・該当なし	元気づくり課	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱2	保健・医療サービスの充実	
施策（2）	精神保健・医療施策の推進	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
30	精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、筑紫保健福祉環境事務所、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	・元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同での精神保健福祉講演会の開催や、「広報ださいふ」やホームページ等で啓発を行う。	・元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同での精神保健福祉講演会を以下内容で実施した。 開催日：令和8年2月27日（金） テーマ：「認知症とうつ病～それぞれの病気とその関係について」 講師：医療法人牧和会 理事長（牧 聡） 参加者数：103人 ・「広報ださいふ」にて12月の障害者週間に合わせた特集記事を掲載し、精神障がいに対する正しい理解を促進した。	・元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同での精神保健福祉講演会の開催や、「広報ださいふ」やホームページ等で啓発を行う。	福祉課 元気づくり課	49
		・ゲートキーパー研修の実施 対象：民生委員、福祉委員に対し実施予定。また、市役所内のゲートキーパーへの理解を深めるため、市役所職員に対してもゲートキーパー研修を実施予定。 ・こころの相談の実施 年12回開催	・ゲートキーパー研修の実施 9月19日に民生委員・福祉委員向けにゲートキーパー研修を実施（参加者は130人）。また、職員向けゲートキーパー研修も、8月（対象：入庁7～11年目の一般職員）と3月（対象：新規採用職員）に実施した。 ・こころの相談の実施 こころの相談を年12回開催で設定。相談体制の周知を図るため、保健センター前に柱状幕を設置したり、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせてSNSやHPでの周知を行った。 その結果、予約確定して開催できた回数は10回(27件)で、前年度よりも相談を受けた回数は増加した。 出務医師の都合上、予約枠数に限りがある事情により、SNSやHPでの周知の度に相談希望が増加し、予約がすぐに埋まってしまう状況が数回発生した。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 福祉課とともに筑紫保健所と連携して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築していく。	・ゲートキーパー研修の実施 今年度は当市の健康推進員(9月)と、市役所職員(新規採用職員、一般職員)に対してゲートキーパー研修を実施予定。 ・こころの相談の実施 令和8年度以降は予約枠数の拡充ができないかを検討しながら、引き続き相談の周知、相談対応を行っていく。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 引き続き福祉課とともに筑紫保健所と連携して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築していく。	元気づくり課	49
31	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	・市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において、地域の課題を共有し、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめる。	・市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」を全4回(5月、8月、11月、2月)、事例検討や情報共有をととして、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめた。	・市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において、地域の課題を共有し、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめる。	福祉課	49
32	筑紫保健福祉環境事務所・医療機関と連携して長期入院患者やその家族に対し、福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供します。それにより、本人が退院後のイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援していきます。	・長期入院患者が退院する時は、関係者による個別ケース会議に参加し、必要な福祉サービスや社会資源の情報提供を行うことで、スムーズな地域移行への支援を行う。	・長期入院患者が退院する時は、関係者による個別ケース会議(全14回)に参加し、必要な福祉サービスや社会資源の情報提供を行うことで、スムーズな地域移行への支援を行った。	・長期入院患者が退院する時は、関係者による個別ケース会議に参加し、必要な福祉サービスや社会資源の情報提供を行うことで、スムーズな地域移行への支援を行う。	福祉課	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱2	保健・医療サービスの充実		
施策(3)	難病患者などへの支援の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
33	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。	・適切な福祉サービスや社会資源の情報提供を行う。 ・筑紫難病対策地域協議会において情報共有を行い、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努め、障がい福祉サービスの利用を促進する。	・適切な福祉サービスや社会資源の情報提供を行った。 ・筑紫難病対策地域協議会において情報共有を行い、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努め、障がい福祉サービスの利用を促進した。	・適切な福祉サービスや社会資源の情報提供を行う。 ・筑紫難病対策地域協議会において情報共有を行い、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努め、障がい福祉サービスの利用を促進する。	福祉課	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(1)	就労支援の推進	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
34	国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	・市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行い、障がい者雇用の現状把握を行うとともに啓発を行う。	・該当なし	・市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行い、障がい者雇用の現状把握を行うとともに啓発を行う。	福祉課	50
35	一般企業や事業所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	・市内事業所が参加するネットワーク会議等で、就労系の障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と情報共有を行った。 ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し多様な情報を提供することで、就労支援体制を強化する。	・市内事業所が参加するネットワーク会議(全4回)や筑紫地区自立支援協議会相談支援部会(全6回)で、就労系の障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と情報共有を行った。 ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し多様な情報を提供することで、就労支援体制を強化した。	・市内事業所が参加するネットワーク会議等で、就労系の障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と情報共有を行う。 ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し多様な情報を提供することで、就労支援体制を強化する。	福祉課	50
		・筑紫地区企業同和问题推進委員会(95会員)に対し、筑紫地区企業同和问题推進委員会や筑紫地区人権・同和行政推進協議会が主催する下記研修会への参加を呼びかける。 事業名:筑紫地区企業同和问题推進委員会研修会 日時:令和7年7月 場所:太宰府市 事業名:筑紫地区企業同和问题推進委員会総会・研修会 日時:令和7年11月 場所:筑紫野市 事業名:筑紫地区企業・事業所同和问题研修会 日時:令和8年2月 場所:春日市	・筑紫地区企業同和问题推進委員会や筑紫地区人権・同和行政推進協議会にて開催された研修会の内容は、障がいのある人の雇用や就労に関するテーマではなかった。	・市内事業者に対し、障がい者の雇用状況及び雇用の可能性について確認に努める。	産業振興課	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱3	雇用と就労の充実		
施策(2)	雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
36	障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内する。必要に応じて各機関と互いに情報共有を行う。 ・関係機関が実施する就職相談やセミナーなどの情報を広報だざいふに掲載する。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内する。必要に応じて各機関と互いに情報共有を行った。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内する。必要に応じて各機関と互いに情報共有を行う。 ・関係機関が実施する就職相談やセミナーなどの情報を広報だざいふに掲載する。	福祉課	51
37	相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。	・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。	・特別支援学校での進路面談に参加し、一般就労や就労系サービスを希望する生徒に対し卒業後進路に向けた相談に対応した。 ・一般就労を目指す人には、就労移行支援等の適切なサービスや機関を紹介した。	・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。	福祉課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱3	雇用と就労の充実		
施策(3)	雇用・就労機会の拡充		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
38	市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	・障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を実施し、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体の把握を行い、支援できるような取り組みを検討していく。	・該当なし	・障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を実施し、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体の把握を行い、支援できるような取り組みを検討していく。	福祉課	51
39	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	・障がい者の法定雇用率を達成する。 ・一般職員の採用試験では、障がい者枠を設け障がい者の雇用に取り組んでいく。 ・次期障がい者活躍推進計画を策定し、障がい特性に合った多様な選考方法を検討する。	・障がい者の法定雇用率(2.8%)については、障がい者の雇用を行ったものの、職員の総数増加等による要因で未達成となった。 障がい者雇用率実績(R7.6.1時点)2.26% ・障がいの特性に合った多様な任用形態や選考方法についての具体的議論には至らなかったが、職員採用試験において、一般事務に障がい者の試験区分を設けて採用を行った。	・障がい者の法定雇用率(現行2.8%、R9年4月から3.0%へ引き上げ)を達成する。 ・次期障がい者活躍推進計画を策定し、障がい特性に合った多様な採用を検討する。 ・職員採用試験において、障がい者の試験区分を設けて障がい者の雇用促進に取り組む。	総務課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱3	雇用と就労の充実		
施策(4)	福祉的就労の場の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
40	身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	・就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの利用を希望する人を対象に、訓練等給付費の支給決定を行う。 ・筑紫地区合同設置の地域活動支援センターⅠ型「つくしびあ」、市単独設置の地域活動支援センターⅢ型「あす・ラック工房」等、地域活動支援センターの機能強化事業を継続する。	・就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの利用を希望する人を対象に、訓練等給付費の支給決定を行った。 ・筑紫地区合同設置の地域活動支援センターⅠ型「つくしびあ」、市単独設置の地域活動支援センターⅢ型「あす・ラック工房」等、地域活動支援センターの機能強化事業を継続した。	・就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの利用を希望する人を対象に、訓練等給付費の支給決定を行う。 ・筑紫地区合同設置の地域活動支援センターⅠ型「つくしびあ」、市単独設置の地域活動支援センターⅢ型「あす・ラック工房」等、地域活動支援センターの機能強化事業を継続する。	福祉課	51
41	労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。	・予算編成時等に障害者就労施設等が関わる物品や役務についての情報提供を行い、予算の確保に努める。	・該当なし	・予算編成時等に障害者就労施設等が関わる物品や役務についての情報提供を行い、予算の確保に努める。	福祉課	51
		・該当なし	・該当なし	・障害者就労施設などへ発注可能なものがあれば、優先的かつ積極的な物品や業務の発注を進める。	文書情報課	51
		・引き続き、校区自治協議会及び自治会の事業実施に際しては、校区の役員会や各委員会の中で物品の購入や業務発注等を働きかける。	・校区自治協議会及び自治会の事業実施に際しては、校区の役員会や各委員会の中で物品、購入、例年開催していたくくりん祭りが開催されず、業務発注等にはつながらなかった。	・該当なし	地域コミュニティ課	51
		・NPO法人太宰府障害者団体協議会にダンボールコンポスト講座業務を委託する。	・NPO法人太宰府障害者団体協議会にダンボールコンポスト講座業務を委託した。	・NPO法人太宰府障害者団体協議会にダンボールコンポスト講座業務を委託する。	環境課	51
		・市内の障がい者就労施設「宰府園」に発注する。(マグネット2,300個)	・福岡県同和問題啓発強調月間における市民講演会や、人権擁護委員との街頭啓発等で配布する啓発物品、男女共同参画市民フォーラムで配布する啓発物品を、社会福祉法人 宰府福祉会に発注した。(木工マグネット2,300個)	・同和問題啓発強調月間街頭啓発などで配布する木工マグネット2300個など、障がい者支援施設等から購入可能な物品は優先的に発注する。	人権政策課	51
		・二十歳のつどい対象者への人権教育及び啓発の意味を込めて、二十歳のつどい記念品の候補として、障害者就労施設等の作成した製品を二十歳のつどい実行委員会へ提示する。	・二十歳のつどい実行委員会で協議した結果、二十歳のつどい記念品として木製スマホスタンドを発注することに決定。障害者就労施設である「アクティビティセンターさいふ(旧：宰府園)」に650個発注した。	・二十歳のつどい対象者への人権教育及び啓発の意味を込めて、二十歳のつどい記念品の候補として、障害者就労施設等の作成した製品を二十歳のつどい実行委員会へ提示する。	社会教育課	51
		・史跡地管理において、障害者就労施設等への発注が可能な業務は引き続き行う。	客館跡の芝刈り(年4回のうちの2回・4月、11月)をNPO法人太宰府障害者団体協議会に委託した。	・史跡地管理において、対応可能な業務は障害者就労施設等へ発注する。	文化財課	51
		・太宰府市スポーツ振興事務所において、共用部分(トイレ等共用部分等)の日常清掃業務をNPO法人太宰府障害者団体協議会に委託する。	・太宰府市スポーツ振興事務所において、共用部分(トイレ等共用部分等)の日常清掃業務をNPO法人太宰府障害者団体協議会に委託した。	・太宰府市スポーツ振興事務所日常清掃業務をNPO法人太宰府障害者団体協議会に委託する。	スポーツ課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱4	安全安心対策の推進		
施策(1)	災害時に備えた避難行動支援体制の充実		

取り組み内容	令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
42 災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックスや電子メールを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	・広報ださいふ「防災だより」(6月号)で、災害時の情報取得方法を周知する。 ・広報ださいふや防災講座等において、市公式SNS、ふくおか防災ナビ・まもるくん、防災メール・まもるくん、V-net、dボタン広報誌及びNET119の登録推進のためにチラシ等の配布などによる周知を行う。	・広報ださいふ6月号「防災だより拡大版」で、災害時の情報取得方法を周知した。 ・広報ださいふや防災講座(22回実施)等において、市公式SNS、ふくおか防災ナビ・まもるくん、防災メール・まもるくん、V-net、dボタン広報誌及びNET119の登録推進のためにチラシ等の配布などによる周知を行った。 ・転入者向けの啓発チラシ(防災情報の収集方法及びハザードマップの周知)を作成し、市民課窓口において転入者に配布した。 登録者数 V-net: 1,204人(※電話・FAX・メールの重複登録あり) R8.3月末現在 防災メール・まもるくん: 3G回線サービス終了に伴い、令和8年3月31日サービス終了 NET119: 19人 R8.3月末現在	・広報ださいふ「防災だより」(6月号)で、災害時の情報取得方法を周知する。 ・広報ださいふや防災講座等において、市公式SNS、ふくおか防災ナビ・まもるくん、V-net、dボタン広報誌及びNET119の登録推進のためにチラシ等の配布などによる周知を行う。 ・転入者向けの啓発チラシ(防災情報の収集方法及びハザードマップの周知)を市民課窓口において転入者に配布する。	防災安全課	52
43 災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち(避難行動要支援者)の把握に努めます。	・避難行動要支援者制度の周知を継続して実施し、支援が必要な人への制度の活用促進を図る。 ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」と連携して、制度に対する理解と個別避難計画の作成への協力を求めていく。 ・自治会へのヒアリングで出てきた課題(身体状況に問題がない人が申請している、真に支援が必要な人が申請していない、福祉サービスを受けている人への支援は地域では難しい面もある等)を踏まえて、「真に支援が必要な人」への取組になるよう、対象要件や更新方法の見直しを検討する。	・関係課窓口において、新たに対象になった市民に対して、制度のチラシを配布した。 ・民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、避難行動要支援者避難支援制度の必要性等を改めて説明し、地域における取組の協力を依頼した。 ・令和7年2月に実施した自治会訪問の結果を報告書として取りまとめて全自治会に配布し、取組を進めるうえでの工夫や課題等の共有を図った。 ・自治会へのヒアリングで出てきた課題等を踏まえて、「真に支援が必要な人」への取組になるよう、対象要件や更新方法の見直し検討に向けて内部協議・関係課協議を実施した。 ・名簿の外部提供同意者数: 1,470人(令和8年3月末現在)	・避難行動要支援者避難支援制度の周知を継続して実施し、支援が必要な人への制度の活用促進を図る。 ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」と連携して、制度に対する理解と個別避難計画の作成への協力を求めていく。 ・自治会へのヒアリングで出てきた課題等を踏まえて、「真に支援が必要な人」への取組になるよう、対象要件や更新方法の見直しを検討する。	防災安全課	52
	—	・観光産業並びに観光客に甚大な影響を与える地震や台風等の観光危機に関し、基本的な対応方針を定めることを目的とした「太宰府市観光危機管理マニュアル」を策定したが、現状では障がい者に関する視点が不足していることが課題である。	・太宰府市観光危機管理マニュアルは、引き続き観光事業者等の意見を反映しながら、随時見直しを行う予定としているため、併せて障がい者に関する視点の追加についても検討していく。	観光推進課	新
	・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。	・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進した。	・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。	福祉課	52
44 災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」と連携して、制度に対する理解と個別避難計画の作成への協力を求めていく。 ・避難行動要支援者を含めた避難訓練を実施する。	・民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、避難行動要支援者避難支援制度の必要性等を改めて説明し、地域における取組の協力を依頼した。 ・令和7年2月に実施した自治会訪問の結果を報告書として取りまとめて全自治会に配布し、取組を進めるうえでの工夫や課題等の共有を図った。 ・医療的ケア者1名の個別避難計画を福祉課、県、事業所等と連携して作成し、図上訓練を実施した。	・令和7年度に取り組んだ医療的ケア者の個別避難計画作成をモデルケースとして、支援が必要な障がい児・者の個別避難計画の作成を福祉課等と連携して進めるとともに、避難訓練を実施する。 ・庁内連携を図るために推進体制の整備を進める。	防災安全課	52
45 災害時の避難所生活においてより適切な対応を必要とする障がいのある人の受け入れ先として、福祉避難所の確保に努めます。	・更なる福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行う。 ・福祉避難所の開設訓練を実施する。	・福祉避難所の増設に向けて、新たな施設の検討を行った(増設なし)。 ・福祉避難所開設訓練(すみれ園)を実施した。	・更なる福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行う。 ・福祉避難所の開設訓練を実施する。	福祉課	52
	・更なる福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行う。 ・福祉避難所の開設訓練を実施する。	・福祉避難所の増設に向けて、新たな施設の検討を行った(増設なし)。 ・福祉避難所開設訓練(すみれ園)を実施した。	・更なる福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行う。 ・福祉避難所の開設訓練を実施する。	防災安全課	52
46 感染症流行下での避難所開設・運営について、関係機関と連携した体制整備をすすめます。	・該当なし	・該当なし	・該当なし	防災安全課	52
47 見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。	・地域包括ケアシステムの構築や重層的支援体制の整備に向けた取り組みを推進する。 ・障がい者福祉施設・共同生活援助が開催する地域連携推進会議(令和7年度から義務)に協力し、施設等と地域のつながりを深める。	・民生委員に対して、地域連携推進会議の概要や役割についての説明を行い、施設等と地域のつながりを深めた。 ・民生委員の研修会において、避難行動要支援者避難支援制度の概要と取り組んでほしい内容についての説明を行った。	・重層的支援体制の整備に向け、福岡県によるアドバイザー派遣を検討する。 ・地域連携推進会議と協力し、施設等と地域のつながりを深める。 ・避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、対象者と地域とのつながりを深めるよう促進していく。	福祉課	52
	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配布する。 ・民生委員や自治会など地域から情報提供があった高齢者については、地域と連携しながら地域包括支援センターからも訪問に行くなどのアプローチを行う。	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配布した。 ・民生委員や自治会など地域から情報提供があった高齢者については、地域と連携しながら地域包括支援センターからも訪問に行くなどのアプローチを行った。	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配布する。 ・民生委員や自治会など地域から情報提供があった高齢者については、地域と連携しながら地域包括支援センターからも訪問に行くなどのアプローチを行う。	高齢者支援課	52

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱4	安全安心対策の推進		
施策(1)	災害時に備えた避難行動支援体制の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
		・校区自治協議会の会議に参加し、地域の活動に対し助言を行う。 ・防災出前講座の活用等、自治会に対し、地域の防災意識の向上につながる働きかけを行っていく。	・校区自治協議会の会議に参加し、地域の活動に対し助言を行った。 ・防災出前講座の開催周知等、自治会に対し、地域の防災意識の向上につながる働きかけを行った。 ・防災に関する市民参加型ワークショップを第1回を10/18(一般参加者35名)、第2回を1/17(一般参加者21名)に開催した。市NPO・ボランティア支援センター、社会福祉協議会、自治会、介護施設職員と様々な立場の人に参加してもらい、意見交換を行った。	・校区自治協議会の会議に参加し、地域の活動に対し助言を行う。 ・防災出前講座の活用等、自治会に対し、地域の防災意識の向上につながる働きかけを行っていく。	地域コミュニティ課	52

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱4	安全安心対策の推進	
施策(2)	災害時の多様な情報伝達の実施	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
48	災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。また、コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者の災害時情報配信サービス(V-net)への登録及び音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある人が円滑に消防への通報を行えるように、Net119緊急通報システムの登録を推進します。	・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。	・聴覚障がい者に対して、必要に応じて個別にNET119の情報提供を行った。 ・HPへ公開し、啓発グッズ・チラシを庁舎内へ配置した。	・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。	福祉課	53
		・広報ださいふや防災講座等において、防災ナビ・まもるくん、防災メールまもるくん、V-net及びNet119の登録を推進する。 ・V-netは電話・FAXによる情報発信が可能なため、スマートフォンやメールが使用できない要配慮者・避難行動要支援者への登録を推進する。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録を推進する。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくんは、スマホで災害情報や避難所開設状況など確認ができ、非常に見やすくなっているため、優先して登録を推進する。	・広報ださいふや防災講座(22回実施)等において、市公式SNS、ふくおか防災ナビ・まもるくん、防災メール・まもるくん、V-net、dボタン広報誌及びNET119の登録推進のためにチラシ等の配布などによる周知を行った。 ・各種情報収集方法を周知する際は、要配慮者の特性等個々人に適した方法に登録するよう案内した。 ・NET119のリーフレットを窓口を設置し、周知を図った。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくんのチラシを窓口を設置し、周知を図った。 登録者数 V-net:1,204人(※電話・FAX・メールの重複登録あり) R8.3月末現在 防災メール・まもるくん:3G回線サービス終了に伴い、令和8年3月31日サービス終了 NET119:19人 R8.3月末現在	・広報ださいふ「防災だより」(6月号)で、災害時の情報取得方法を周知する。 ・広報ださいふや防災講座等において、市公式SNS、ふくおか防災ナビ・まもるくん、V-net、dボタン広報誌及びNET119の登録推進のためにチラシ等の配布などによる周知を行う。 ・転入者向けの啓発チラシ(防災情報の収集方法及びハザードマップの周知)を市民課窓口において転入者に配布する。 ※「防災メール・まもるくん」は、3G回線サービス終了に伴い、令和8年3月31日サービス終了	防災安全課	53
49	避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの設置と活用に努めます。	・避難所BOXにコミュニケーション支援ボードやホワイトボードを格納していることを点検する。	・5月15日に救助班、教育施設班の職員と避難所BOXの点検を行い、不足物品の補充等を実施した。	・出水期前に救助班、教育施設班の職員と避難所BOXの点検を実施する。	防災安全課	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます		
施策の柱4	安全安心対策の推進		
施策(3)	消費者被害対策の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
50	障がいのある人が悪質商法などの消費者被害にあわないよう、弁護士会や警察などと連携しながら対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における啓発活動の充実を図ります。また、必要に応じて成年後見制度について情報提供を行います。	・成年後見制度について広報等にて周知を行うとともに、必要に応じて窓口等で情報提供を行う。	・成年後見制度について必要に応じて窓口等で情報提供を行った。	・成年後見制度について広報等にて周知を行うとともに、必要に応じて窓口等で情報提供を行う。	福祉課	53
		・障がい者が巻き込まれやすい悪質商法や消費者被害を防止するための地域における見守りのポイントについて出前講座を実施する。 ・障がい者や高齢者を見守る立場の方を対象(ケアマネジャーや民生委員、相談支援専門員等)とした会議において、悪質商法の新たな手口を紹介しながら、注意すべきポイントについて講演を実施する。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催する。 ・庁内で消費者安全確保地域連絡会議を開催し、会議構成課担当者を通して消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を実施する。	・障がい者が巻き込まれやすい悪質商法や消費者被害を防止するための地域における見守りのポイントについて出前講座を実施した。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催した。 ・消費者安全確保地域連絡会議において消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有を行い、県消費生活センターと連携し、金融機関の店舗前や市役所1階ロビーにて悪質商法を注意喚起する街頭啓発を行った。	・障がい者が巻き込まれやすい悪質商法や消費者被害を防止するための地域における見守りのポイントについて出前講座を実施する。 ・警察、県消費生活センター等と連携を図り、消費者啓発街頭啓発活動を実施する。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催する。 ・消費者安全確保地域連絡会議において、消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を行う。	産業振興課	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱1	療育と教育の充実	
施策(1)	乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
51	乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。	・子育て支援センターなどと連携しながら、子どもの発達を見守り、必要な支援を考えて保育に取り組む。	・子育て支援センター(きらきらルーム)の園支援によりクラス運営方法や子どもたちとの関わり方を学び、園訪問事業により保護者から依頼のあった児童に対し有識者から対象児に対する関わり方を学ぶことで、必要な支援を考えながら保育に取り組むことができた。 ・子ども発達相談室の関係者会議(子育て支援課とごじょう保育所の2課)を年間2回実施した。	・子ども発達相談室(きらきらルーム)などと連携しながら、子どもの発達を見守り、必要な支援に取り組む。	保育児童課(ごじょう保育所)	54
		・子育て支援センターなどと連携しながら、子どもの発達を見守り、保育所や幼稚園と連携して必要な支援に取り組む。	・子育て支援センターなどと連携しながら、子どもの発達を見守り、保育所や幼稚園と連携して必要な支援に取り組んだ。	・子育て支援センターなどと連携しながら、子どもの発達を見守り、必要な支援に取り組む。	保育児童課	54
		・対象児の保護者からの依頼を受け園訪問を実施し、集団生活に適応できるように子ども本人や保護者、園に対して支援を行う。 ・市内の保育園・幼稚園を対象に相談会を年1回開催し、発達支援に対する理解や様々な子どもへの対応を考える。 ・発達上の問題や支援の必要性を早期に判断し介入できるよう、乳幼児健診の受診勧奨を実施し、受診率向上に努める。 令和7年度受診率目標:各100% ・3歳児健診において、心理士との相談の場を設け、必要に応じて子育て相談の利用やきらきらルーム、医療機関と連携し早期支援に努める。 ・子育て支援事業などにおいて、育児相談を行う。 ・精神発達、言語障害の有無、社会性の発達等を含めたこどもの特性を早期に発見するための5歳児健診の実施に向けて、関係部局との会議を通して健診の必要性を共有し、支援策を検討する。	・幼保園訪問143件実施し、園や保護者へアセスメントの共有等の支援を行った。 ・7月に市内の保育園幼稚園に相談会を実施した。場所は子育て支援センター、参加園数は5園、知育玩具の展示等による情報共有や、保育士と心理士のペアで各園の困りごと等について相談対応をした。 ・乳幼児検診の受診勧奨を行った。 乳幼児健診受診率:4カ月児健診99.1%、10か月児健診99.1%、1歳6カ月児健診99.2%、3歳児健診98.5%。 ・3歳児健診においては心理士との相談の場を設けた。必要に応じて子育て相談の利用や、きらきらルームや医療機関と連携し早期支援に努めた。子育て相談利用:62件、3歳児健診での心理相談:96件。 ・電話や子育て支援事業の中においても保護者からの育児相談を受けた。気になる方については継続してフォローを行い必要に応じて関係機関への紹介を行った。電話相談:延273件、乳幼児健康相談利用:延372件。 ・5歳児健診については、庁内関係部署による会議を1回、保育児童課との会議を3回行い検討をすすめた。 ・全体的な課題としては、インターネットやSNSの普及により、早期より児の発達面を心配している家庭が増えてきていること、発達面の支援が必要だが父母の優先度が低く支援につながっていない児童がいること、また発達上の支援が必要な家庭の背景や状況が複雑化していることがあげられる。乳幼児健診や他事業を通して包括的に支援していく必要がある。	・発達上の問題や支援の必要性を早期に判断し介入できるよう、乳幼児健診の受診率向上に努める。令和8年度受診率目標:各100% ・未受診者に対し、文書や電話、訪問を通し受診勧奨を実施し受診の必要性を啓発する。 ・医療機関や各関係部署との情報共有および連携し、児およびその家庭に必要な支援をプランニングし実施する。 ・保護者の育児の悩みや相談を聞き、保護者の気持ちに寄り添う。必要に応じて関係機関や専門機関を紹介する。 ・5歳児検診の実施に向けて、検討を進める。	子育て支援課	54
52	障がいによる症状、子どもの感じている困難の軽減、保護者が不安や悩みを打ち明けられる環境づくりのため、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援や発達支援をていねいにすめながら、適切な療育につなげます。	・一人ひとりの子どもの姿や困り感を把握し、個々に合った保育や取り組みを支援保育士や家庭と連携を行う。 ・家庭での困りごとや子どもへの関わり方の悩みなど、保護者の相談に応じ、解決策と一緒に考え、子どもにとってよりよい支援とつながるよう関係機関と連携する。	・一人ひとりの子どもの姿や困り感を把握し、支援保育士や家庭と連携を個々に合った保育や取り組みを行った。 ・家庭での困りごとや子どもへの関わり方の悩みなど、送迎時や保育業務支援アプリでの連絡のほか、個人懇談を行うことでこまめに相談に応じ、絵カードや文字での表現等対象児に合わせた解決策を一緒に考えた。 ・事業所の依頼により関係者会議(五条保育所、児童発達支援事業所、相談支援事業所)を年3回行い、対象児との関わり方について連携を図った。	・一人ひとりの子どもの姿や困り感を把握し、支援保育士(担任)や家庭と連携をとりながら個々に合った保育や取り組みを行う。 ・家庭での困りごとや子どもへの関わり方の悩みなど、保護者の相談に応じ、解決策と一緒に考え、子どもにとってよりよい支援とつながるよう関係機関と連携する。	保育児童課(ごじょう保育所)	54
		・個別またはグループ支援を実施する。 ・発達検査を行い、療育・医療機関の利用を案内する。 ・太宰府市子ども発達相談室「きらきらルーム」で発達相談支援事業を実施する。 ・園訪問の結果や支援策を、園や保護者にフィードバックする。	・470件の個別またはグループ支援を実施した。 ・102件の発達検査を行い、結果次第では療育期間・医療機関の利用を案内した。 ・太宰府市子ども発達相談室「きらきらルーム」にて、電話や対面で540件の一般相談を受けた。 ・143件の幼保訪問を行い、園や保護者にフィードバックを行った。 ・課題として、年々、新規相談件数は増加しているが、スタッフ不足や療育機関・医療機関に繋がりにくいなどの厳しい現状がある。	・個別またはグループ支援活動を実施する。 ・発達検査を行い、療育・医療機関の利用を案内する。 ・太宰府市子ども発達相談係(きらきらルーム)で発達相談支援事業を実施する。 ・園訪問の結果や支援策を、園や保護者にフィードバックする。 ・子育て支援事業などにおいて、育児相談を行う。 ・3歳児健診に合わせてきらきらルームのスタッフが相談の場を設け、場合によってはきらきらルームの初回面談へと繋げる。	子育て支援課	54
53	乳幼児期から就学期における一貫したかわりを充実するために、保健、福祉、教育、子育て等関係部局との連携強化を図り、相談支援体制の強化に努め、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	・通所サービスの支給決定における連携(子育て支援課)や支援学級在籍の状況確認(学校教育課)、ケース会議の実施(子育て支援課ほか)などを行う。	・必要に応じて保健、福祉、教育、子育て等関係各課と連携をとった。(子育て支援課)通所サービスの支給決定における連携(学校教育課)支援学級在籍の状況確認、特別支援教育コーディネーター研修会でのレクチャー(子育て支援課ほか)ケース会議の実施	・通所サービスの支給決定における連携(子育て支援課)や支援学級在籍の状況確認(学校教育課)、ケース会議の実施(子育て支援課ほか)などを行う。	福祉課	54
		・受給者証の申請や就学先での支援など各関係課と連携し、支援を行う。 ・ケース会議等を開催することで、情報共有や支援体制の構築を図る。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議(子育て支援課、学校教育課、生活支援課、人権政策課、福祉課)を実施し、関係部局と連携を行う。	・要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携し、実務者会議を年5回実施した。 ・関係課と情報共有を行い、連携を強化する必要がある。	・要保護児童対策地域協議会の実務者会議を年5回実施し、連携体制の充実を図る。 ・顔の見える関係性を構築するために、関係課だけではなく地域との連携やつながりを深め要保護要支援児童の地域支援につなげていく。	子育て支援課	54

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱1	療育と教育の充実	
施策(1)	乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
		・教育支援委員会において、就学前幼児、児童生徒の必要な支援や就学の場合を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図っていく。	・教育支援委員会を計13回開き、就学前幼児、児童生徒の必要な支援や就学の場合を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図った。	・教育支援委員会において、就学前幼児、児童生徒の必要な支援や就学の場合を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図っていく。	学校教育課	54
54	発達障がいなど多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	・教育委員会や子ども発達相談室との連携のもと、計画相談支援事業所等の関係機関とともに相談支援を行う。	・教育委員会や子ども発達相談室との連携のもと、計画相談支援事業所等の関係機関とともに相談支援を行った。 ・必要に応じて、福岡県発達障がい者(児)支援センターLife(クローバープラザ内)の紹介を行った。	・教育委員会や子ども発達相談室との連携のもと、計画相談支援事業所等の関係機関とともに相談支援を行う。	福祉課	54
		・療育、医療機関等と情報交換や連携を行い、定期的に確認することで、専門性の高い相談支援を行う。 ・言語聴覚士を募集する。	・療育機関や医療機関等と文書での情報提供や診療報告を交わし、またケースに応じて関係機関の担当者と直接電話で情報交換や連携を行うことで、より専門性の高い相談支援につながった。 ・言語聴覚士を募集したが採用に至らなかった。	・療育機関・医療機関等と情報交換や連携を行い、定期的に確認することで、専門性の高い相談支援を行う。 ・言語聴覚士を募集する。	子育て支援課	54
		・特別支援教育担当指導主幹及び言語聴覚士を課内に配置し(週5日)、支援体制を継続する。	・特別支援教育担当指導主幹及び言語聴覚士を課内に配置し(週5日)、就学相談、通級指導教室巡回指導、発達心理検査を積極的に行い、早期からの支援体制を確立した。 ・各学校や市療育相談室などの関係機関とも情報の共有を図り、連携を強化した。	・特別支援教育担当指導主幹及び言語聴覚士を課内に配置し(週5日)、支援体制を継続する。	学校教育課	54

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます				
施策の柱1	療育と教育の充実				
施策(2)	療育の場と発達支援の充実				

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
55	より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	・療育や障がい児通所支援事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。	・療育や障がい児通所支援事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行った。	・療育や障がい児通所支援事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。	福祉課	55
56	療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	・放課後等デイサービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。	・放課後等デイサービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行った。	・放課後等デイサービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。	福祉課	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱1	療育と教育の充実	
施策(3)	幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
57	共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	・ごじょう保育所の保育理念に基づき、「しょうがい」児を含むすべての子どもがクラスと一緒に過ごし、お互いの存在を認め合い、育ち合う事を大切に保育を行う。 ・職員でインクルーシブ保育について学び、療育機関、療育施設、事業所との連携を図る。	・ごじょう保育所の保育理念に基づき、「しょうがい」児を含むすべての子どもが、クラスと一緒に過ごすために、お互いの存在を認め、育ち合う保育を行った。 ・療育機関主催の研修(子どもと大人の絆を深める研修、地域定期勉強会)に年6回参加し、事業所の見学を適宜行い、保育につなげた。	・ごじょう保育所の保育理念に基づき、「しょうがい」児を含むすべての子どもがクラスと一緒に過ごし、お互いの存在を認め合い、育ち合う事を大切に保育を行う。 ・職員でインクルーシブ保育について学び、療育機関、療育施設、事業所との連携を図る。	保育児童課 (ごじょう保育所)	55
		・私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を実施するための保育士(看護師)配置に要する費用を補助し、医療的ケア児を含む障がいのある子どもの受け入れ体制を支援する。 ・太宰府市教育・保育施設等看護師派遣支援事業を周知し、引き続き医療的ケアを受ける子どもたちが安心して幼稚園等を利用できるよう体制を整える。	・私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を実施するための保育士(看護師)配置に要する費用を補助しており、障がいのある子どもの受け入れ体制を支援した。 ・太宰府市教育・保育施設等看護師派遣支援事業により、幼稚園に通う医療的ケアを必要とする園児が、幼稚園で訪問看護を利用する際に必要な経費を助成した(実績1件)。	・私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を実施するための保育士(看護師)配置に要する費用を補助し、医療的ケア児を含む障がいのある子どもの受け入れ体制を支援する。	保育児童課	56
58	小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。	・小中学校において、児童生徒の実態を考慮し、特別支援学級と交流学校(通常学級)での学習や活動体験を位置づけるよう計画する。	・インクルーシブ教育の推進を念頭に置き、通常学級の担任と通級指導教室、特別支援学級の担任が連携して計画を立案し、特別支援学級在籍児童生徒がどの学びの場でも能力を発揮できるよう、交流の場の工夫を行った。 ・特別支援学級在籍児童生徒が通常学級へ交流・共同学習を積極的に行った。例えば、学期に2回程度の交流学習会を実施し、運動会・音楽会などの学校行事には全員が参加する形での連携を図った。	・小中学校において、児童生徒の実態を考慮し、特別支援学級と交流学校(通常学級)での学習や活動体験を位置づけるよう計画する。	学校教育課	55
59	教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	・小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図る。 ・中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、連携と支援の充実を図る。	・小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図った。また、中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、児童生徒への継続的な支援ができるよう、連携と支援の充実を図った。 ・マルチメディアデージー教科書の導入により、障がいのある児童生徒に適した教育の充実を推進した。	・小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図っていく。 ・中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、連携と支援の充実を図っていく。	学校教育課	55
60	発達障がいなど多様化する障がいのある子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	・特別支援学級担当者研修会 開催日:4月16日、8月19日 ・特別支援教育支援員研修会 開催日:8月5日 ・特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問を継続し、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図る。	・特別支援学級担当者研修会を4月16日・8月19日に、特別支援教育コーディネータ研修会を5月15日に行い、障がいのある児童生徒の個に応じた支援の在り方について理解を深め、特別支援学級担任の専門性及び指導力の向上を図り、校内支援体制構築の力量向上を図った。 ・10月28日と2月5日の特別支援教育コーディネータ研修会において福祉課から療育手帳や放課後等デイサービスについて講話をしてもらい、小中学校に関係する福祉サービスについての理解を深めた。 ・特別支援教育支援員の研修会を8月5日に行い、実際の指導に関する講話を行い、教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図った。 ・特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育学校訪問については、指導主幹不在により行わなかった。	・特別支援学級担当者研修会を8月7日に、特別支援教育コーディネータ研修会を5月28日に行い、障がいのある児童生徒の個に応じた支援の在り方について理解を深め、特別支援学級担任の専門性及び指導力の向上を図り、校内支援体制構築の力量向上を図っていく。 ・6月29日に教育支援委員会全大会を行い、教育支援委員会に関わる幅広い関係者が参加する新しい取り組みを通じて、連携強化と方向性の共有を図る。 ・特別支援教育支援員の研修会を8月7日に講師招へいし、発達障がいに関する講話を行い、教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図っていく。 ・特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問を行い、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図っていく。	学校教育課	55
61	学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や市民などとの交流の機会を設けていきます。	・「居住地校交流事業」を実施し、学校同士の連携と、児童生徒の交流を深める。	・特別支援学校児童生徒が市内居住地校へ行って交流する「居住地校交流事業」を実施し、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を図った。	・「居住地校交流事業」を実施し、学校同士の連携と、児童生徒の交流を深める。	学校教育課	55
62	障がいのある子どもをはじめとしたよりていねいな配慮を必要とする子どもが、放課後児童クラブ等を利用する場合、学校、保護者、コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい事業内容や環境の整備の検討を行います。	・学校と学童保育所(指定管理者)と市の三者で定期的な情報交換を実施し、児童が安心して過ごせる環境を整備する。	・学校と学童保育所(指定管理者)と市の三者で定期的な情報交換や協議を行い、児童が安心して過ごせる環境を整備した。	・学校と学童保育所(指定管理者)と市の三者で定期的な情報交換を実施し、児童が安心して過ごせる環境を整備する。	保育児童課	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます		
施策の柱1	療育と教育の充実		
施策(4)	学校における進路指導の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
63	障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	・中学校を卒業した障がいのある生徒の進路先はこれまでよりさらに多様化し、県立高等学校へ進学した生徒も出てきた。教育支援委員会において、推奨する学びの場を提供したり、スクールカウンセラー事業における個別の面談等を行ったりして、多様な進路先について情報を提供する。	・義務教育終了段階にある生徒を中心に教育支援委員会において、推奨する学びの場の提供を行い、市のスクールカウンセラー事業において、個別の面談等を行い、多様な進路先について、情報を提供した。	・中学校を卒業した障がいのある生徒の進路先はこれまでよりさらに多様化し、県立高等学校へ進学した生徒も出てきた。教育支援委員会において、推奨する学びの場を提供したり、スクールカウンセラー事業における個別の面談等を行ったりして、多様な進路先について、情報を提供する。	学校教育課	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます		
施策の柱1	療育と教育の充実		
施策(5)	学校教育施設のバリアフリー化の推進		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
64	学校教育施設を利用するすべての子どもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所としての利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。	・太宰府東小学校、太宰府東中学校にエレベーターを設置する。この2校に設置されれば、すべての小中学校にエレベーターが設置されることとなる。	・太宰府東小学校、太宰府東中学校にエレベーターを設置し、すべての小中学校にエレベーターが設置された。	・学院中学校屋内運動場他改築工事、太宰府西小学校及び太宰府小学校長寿命化改良工事において、バリアフリー化を考慮し、段差の解消や多目的トイレの設置等を行う。	社会教育課	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	
施策(1)	地域での交流の機会の充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
65	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	・障がいのある人も地域での活動や行事に参加しやすくなるよう、障害者差別解消法に基づく配慮等について啓発する。 ・障がいのある人に対する理解を深める地域の取り組みについて、必要に応じてアドバイザーや情報提供などの支援を行う。	・広報ださいふにて、12月の障害者週間に合わせた特集記事を掲載し、精神障がいへの理解の促進、障害者差別解消法に基づく配慮の啓発を実施した。 ・障がいのある人に対する理解を深める地域の取り組みについて、必要に応じてアドバイザーや情報提供などの支援を行った。	・障がいのある人も地域での活動や行事に参加しやすくなるよう、障害者差別解消法に基づく配慮等について啓発する。 ・障がいのある人に対する理解を深める地域の取り組みについて、必要に応じてアドバイザーや情報提供などの支援を行う。	福祉課	57
66	隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	・第四次太宰府市地域福祉計画を周知するとともに、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを伝える啓発を行う。	・12月の障がい者週間に合わせて広報ださいふ12月号に障がい者特集を掲載し、障がい者への差別解消に向けた理解促進を行った。	・12月の障がい者週間に合わせて広報ださいふ12月号に障がい者特集を掲載し、障がい者への差別解消に向けた理解促進を行った。	福祉課	57
		・広報ださいふにて校区自治協議会主催事業や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行う。 ・問い合わせがあった行事等を自治会と情報共有し、より活発な地域での交流の機会につながるよう連携していく。 ・「自治会に加入しませんか」というこれまでのチラシを刷新し、転入者に対し市民課で配布する。 ・地域で行われた福祉事業所等との交流を校区自治協議会等で紹介し、交流の機会を促す。	・「広報ださいふ」にて校区自治協議会や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行ったり、行事に関するチラシの回覧配布に協力した。 ・広報4月号に「自治会って何をしているの」という記事を掲載し、地域のつながりの大切さを啓発し、自治会加入を促進した。 ・「自治会に加入しませんか」というこれまでのチラシを刷新し、転入者に対し市民課で配布した。	・「広報ださいふ」にて校区自治協議会主催事業や自治会の取り組みを紹介し、より活発な地域での交流の機会につながるよう連携していく。	地域コミュニティ課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	
施策(2)	スポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
67	障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまなスポーツ活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	・障がい者団体等へ障がい者スポーツ大会などの情報提供を行う。 ・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障を行うよう呼び掛ける。	・障がい者団体等へ障がい者スポーツ大会などの情報提供を行った。 ・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の派遣を実施し、情報保障を行った。	・障がい者団体等へ障がい者スポーツ大会などの情報提供を行う。 ・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障を行うよう呼び掛ける。	福祉課	57
		・スポーツイベントや各種教室において、障がいのある人が気兼ねなく参加できる環境づくりを行う。	・障がい者団体と協議のうえ、ボッチャ、卓球、ソフトダーツ、フライングディスク教室を計8回(前・後期)実施、延べ80名の参加があった。参加者が継続的にスポーツに取り組めるよう、障がい者スポーツ大会で実施されている競技を選択し、実施した。参加者が様々なスポーツの楽しさを体験できるような内容でスポーツを通じた交流を行った。また、広報紙にて広く参加者を募集した。 ・市スポーツ推進委員研修会において、ボッチャについてコート設営から審判講習まで、新たにスポーツ推進委員となった者にたいして、幅広く研修を行った。	・スポーツイベントや各種教室において、障がいのある人が気兼ねなく参加できる環境づくりや、支援に取り組み活動の機会や参加の場の拡大を図る。 ・障がいのある参加者へ障がい状況に応じた支援の提供、福祉課と連携してイベントや広報に努める。	スポーツ課	57
68	障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障を行うよう呼びかける。	・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の派遣を実施し、情報保障を行った。	・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障を行うよう呼びかける。	福祉課	57
		各種教室や文化芸術振興事業において、障がいのある人が気軽に参加できるような企画を検討する。	・障がいのある人が気軽に参加できるような教室、文化芸術振興事業を検討したが、実現に至っていない。	・該当なし	文化学習課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	
施策(3)	障がいのある人や団体の支援	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
69	障がいのある人や団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、市民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	・障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報提供を行った ・市役所売店の運営をNPO法人太宰府障害者団体協議会が行っており、障がい者の社会参加の場として活用しながら、障がい者理解の促進を図った。	・障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報提供を行った。 ・市役所売店の運営をNPO法人太宰府障害者団体協議会が行っており、障がい者の社会参加の場として活用しながら、障がい者理解の促進を図った。	・障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報提供を行う。 ・市役所売店の運営をNPO法人太宰府障害者団体協議会が行っており、障がい者の社会参加の場として活用しながら、障がい者理解の促進を図る。	福祉課	57
		・・該当なし	・一般社団法人全日本ろうあ連盟が実施した全国キャラバン活動の一環として行われた東京2025大会PRカーが当市に巡回された際に、SNSに情報発信をするとともに、各関連団体に情報提供し、イベントの参加を呼びかけた。 ・本市在住・出身の選手がデフリンピックに出場・メダル獲得の際に、それぞれ懸垂幕を作成し、市役所に掲示した。	・該当なし	スポーツ課	新
70	障がいのある人や団体の主体性を尊重しつつ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、表現活動への参加等を行うことで、文化の担い手となれる環境の整備に努めます。	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、基本計画の策定を検討する。	・法律の理念に基づき、基本的な考え方等を検討した。	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、基本計画の策定を検討する。	文化学習課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます		
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実		
施策(4)	ボランティアの育成と活動の支援		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
71	障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーションや移動などの支援にかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。	・太宰府手話の会へ補助金を交付し、活動を支援する。 ・太宰府手話の会と社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員養成講座を開催する。	・太宰府手話の会へ補助金を交付し、活動を支援した。 ・太宰府手話の会と社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員養成講座を開催した。受講者数19人中、15人(内学生3名)が修了した。	・太宰府手話の会へ補助金を交付し、活動を支援する。 ・太宰府手話の会と社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員養成講座を開催する。	福祉課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱3	生活環境の整備	
施策(1)	福祉環境整備の推進	

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
72	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設などの建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。	・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、関係課等との検討を行う。 ・視覚障害者誘導用ブロック未整備の公共施設を確認し、担当課と設置に向けた検討を行う。 ・ふくおかバリアフリーマップやユニバーサル地図/ナビの掲載情報の充実を図る。	・公共施設や市有地などでバリアフリー化工事等が実施される際に、担当課と障がい者団体等の連携を促した。 ・西鉄都府楼前駅構内の点字ブロックの配置の改良を依頼した。 ・ふくおかバリアフリーマップやユニバーサル地図/ナビの掲載情報の充実を図った。	・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、関係課等との検討を行う。 ・視覚障害者誘導用ブロック未整備の公共施設を確認し、担当課と設置に向けた検討を行う。 ・ふくおかバリアフリーマップやユニバーサル地図/ナビの掲載情報の充実を図る。	福祉課	58
		・ユニバーサルデザイン化を図るため、庁舎4階・5階の多目的トイレの自動ドアを改修予定。	・庁舎4階・5階の多目的トイレの自動ドア改修工事により、点字付きボタンへの変更および音声案内機能の付加をした。	・該当なし	管財課	58
		・公共工事を実施する際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を行う。 ・歩道の設置・整備工事において、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 フケ・水城駅線 L=200m	・専門業者、団体と立会を行い、フケ・水城駅線に誘導ブロック(L=132.3m)を設置した。	・歩道を設置、整備する場合は、バリアフリーを考えた工事を行う。 フケ・水城駅線 誘導ブロック設置 L=278.5m	建設課	58
		・該当なし	・のるーと太宰府で使用する車両導入について、電動格納式大型ステップ、手すりなどを架装し、安全な乗降ができるように配慮した。 ・西鉄都府楼前駅における駅構内の安全性の取り組みとして、NPO太宰府障害者団体協議会、太宰府市身体障害者福祉協会と駅ホーム利用について現地確認を行うとともに、ホームと電車の境目が分かりやすくなるため、ホームの端を赤白ゼブラのカラー塗装できるよう西鉄と協議し、施工につながった。	・該当なし	都市計画課	58
		・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を促進するため、市内の観光関連事業者に対し、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」周知等の、ユニバーサルツーリズム啓発事業を進める。 ・「ユニバーサル地図/ナビ」の普及を進める。	・令和6年度より実証実験を行っていた「ユニバーサル地図／ナビ」の本格実装を開始した。さらに本サービスの利用促進に向け、太宰府ブランド創造協議会情報・もてなし部会にて、太宰府館・太宰府市観光案内所に設置中のデジタルサイネージで「ユニバーサル地図／ナビ」の案内動画の配信を開始した。 (PV数: R7.5月811／6月366／7月199／8月197／9月456／10月462／11月299／12月92／R8.1月113／2月234／3月320) (登録事業者数: 70) ・観光庁「観光施設における心のバリアフリー認定制度」取得のためのセミナーの開催やアドバイザー派遣を実施し、市内の事業者へ伴走支援を行った。 【セミナー】日時: 2025年12月1日(月)18:30～20:30／場所: 太宰府館3階まほろばホール／参加者数: 53名 【アドバイザー派遣】10事業者に各2回	・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を促進するため、市内の観光関連事業者に対し、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」周知等の、ユニバーサルツーリズム啓発事業を進める。 ・「ユニバーサル地図/ナビ」の普及を進める。	観光推進課	46
73	点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保をすすめます。	・視覚障害者誘導用ブロックや障がい者用駐車スペースの適正利用について、広報だざいふやホームページ等による啓発を行う。	・視覚障害者誘導用ブロックや障がい者用駐車スペースの適正利用について啓発を行う適切なタイミングがなかった。	・該当なし	福祉課	58
		・該当なし	・市職員による市内バス停の定期的な見回りの際や、運行事業者にも運行中に可能な範囲で確認をしていただき、ベンチで点字誘導ブロックを塞いでいないか確認をした。	・市内バス停の定期的な見回りを行うとともに、運行事業者とも協力しながら、点字誘導ブロック上に物が置いていないかの確認を継続していく。	都市計画課	58
		・該当なし	・公共施設における適切な駐車スペースの確保の一環として、総合体育館において表示が不明瞭となっていた身体障がい者用駐車スペースのマーク及び区画線を補修し、利用環境の改善を図った。	・該当なし	スポーツ課	58
74	障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。	・地区公民館の改修に対する補助金を交付する。令和7年度は22自治会に補助金交付を予定している。 ・改修計画については、自治会の要望と照らし合わせながら、バリアフリー化できるものについては助言等を行っていく。	・令和7年度に実施された地区公民館の改修工事のうち、バリアフリー化工事はなかった。	・地区公民館の改修に対する補助金を交付する。 ・改修計画については、自治会の要望と照らし合わせながら、バリアフリー化できるものについては助言等を行っていく。	文化学習課	58
75	障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	・住宅改修費給付事業や住みよか事業に関する相談に応じる。	・住宅改修費給付事業(実績2件)や住みよか事業(実績1件)に関する相談に応じた。	・住宅改修費給付事業や住みよか事業に関する相談に応じる。	福祉課	58

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます		
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援		
施策(1)	情報提供アクセシビリティの向上		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
76	市の広報ださいふやインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を容易に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。	・該当なし	・議会ライブ配信映像の字幕表示を検討した。	・議会ライブ配信映像の字幕表示について、調査・研究を進める。	議事課	59

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援	
施策(2)	コミュニケーションの支援の充実	

取り組み内容	令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
77 手話通訳者や要約筆者などの養成・派遣事業の充実を図ります。	・市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆者の派遣を行う。 ・手話奉仕員養成講座を実施する。	・市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆者の派遣した。 ・専任手話通訳者が庁舎内各課や訪問調査等への同行を行うとともに、市長記者会見での手話通訳による支援を行った。 ・手話奉仕員養成講座を実施した。より派遣制度の利用を促進するためにも、手話奉仕員を養成し、通訳者を増やしていく必要がある。 【派遣件数】 手話通訳:101件 要約筆記:9件 【養成講座】 受講者数:19人 修了者数:15人(内学生3人)	・市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆者の派遣を行う。 ・手話奉仕員養成講座を実施する。	福祉課	59
78 市役所ならびに市が所管する行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。	・コミュニケーションボードを各課に設置するなど、円滑に意思疎通ができるよう障がいの特性に配慮したコミュニケーションを行う。 ・手話通訳者を配置する。 ・市役所等の各窓口に、耳の不自由な人への配慮を示す「耳マーク」を掲示して筆談等による対応を推進する。 ・コミュニケーション支援システムを導入し、聞こえにくい人や外国人との窓口コミュニケーションを円滑にする。	・手話通訳者を配置した。 ・コミュニケーション支援システムを導入し、聞こえにくい人や外国人との窓口コミュニケーションを円滑にした。	・手話通訳者を配置する。 ・コミュニケーション支援システムを導入し、聞こえにくい人や外国人との窓口コミュニケーションを円滑にする。	福祉課	59
	・「聞こえ」に不安を感じている方への支援として軟骨伝導イヤホンを窓口に設置する。	・軟骨伝導イヤホンを窓口に各1台設置し、市ホームページに掲載して周知を図った。 (利用実績: 本庁、包括では0、サブセンターで2名) ・イヤホンの案内ポップを窓口に掲示しているが、聞こえに不安を感じている人が窓口に来られた際は、こちらから勤めて利用促進を図る。 ・認定調査で手話通訳が必要と事前に申出があれば、手話通訳士に同行してもらい、調査をおこなっている。また、ほとんどの難聴者には調査員が筆談対応をしている。	・該当なし	介護保険課	59
	・「聞こえ」に不安を感じている方への支援として軟骨伝導イヤホンを窓口に設置する。	・軟骨伝導イヤホンを窓口に設置した。	・該当なし	高齢者支援課	59
79 広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。	・各課が実施する講演会等の手話通訳・要約筆記に関する助言・調整を行う。	・各課が実施する講演会等の手話通訳・要約筆記に関する助言・調整を行った。	・各課が実施する講演会等の手話通訳・要約筆記に関する助言・調整を行う。	福祉課	59
	・該当なし	・令和7年12月2日に実施した市民栄誉賞表彰において手話通訳を行った。 ・令和8年2月8日に実施した世界に羽ばたく人材育成表彰授賞式において手話通訳を行った。	・世界に羽ばたく人材育成表彰授賞式において必要に応じて手話通訳を行う。	総務課	59
	・記者会見では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう手話通訳を行うとともに、モニターを活用する。また、その様子を字幕付き動画で市ホームページに掲載する。	・11月までに開催した記者会見では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう手話通訳を行うとともに、モニターなどを活用した。また、その様子を動画で公開し市ホームページに掲載するなどして情報保障に努めた。令和8年1月以降については、記者会見はマスコミを対象として行っているため、内容が市民へ伝わりやすいよう、動画掲載の代わりに記者会見の概要をわかりやすく文字で市ホームページに掲載する方法に変更し実施している。	・該当なし	経営企画課	59
	・パネル展において、自動音声読み上げ機能を使えるようにするなど情報保障に努める。	・パネル展を実施する際に、HPに読み上げの音声ファイルを張り付け、文字が読みづらい方への配慮に努めた。なお、アクセス数は50であった。	パネル展を実施する際に、音声読み上げ機能を活用し、文字が読みづらい方への配慮に努める。	文書情報課	59
	・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。	・該当なし	・該当なし	防災安全課	59
	・市民政庁まつりにおいて、手話通訳を行う。	・市民政庁まつりにおいてステージ及び本部に手話通訳者を配置したり、本部にホワイトボードを設置したりするなど聴覚に障がいのある方にも障がいのない方と同じように情報を得ることができる環境を整えた。	・市民政庁まつりにおいてステージ及び本部に手話通訳者を配置したり、本部にホワイトボードを設置したりするなど聴覚に障がいのある方にも障がいのない方と同じように情報を得ることができる環境を整える。	地域コミュニティ課	59
	・同和問題啓発強調月間市民講演会において、手話通訳・要約筆記を行う。 開催日:7月12日(土) 講師:近畿大学名誉教授 奥田均 内容:「3つの壁を打ち破ろう!～部落差別解消推進法に学ぶ差別問題理解の基礎基本～」 ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳・要約筆記を行う。 開催日:11月29日(土) 講師:東京大学教授 瀬地山 角 内容:『男の家事が社会を救う!?～笑って考えよう!家庭のこと、仕事のこと』	・同和問題啓発強調月間市民講演会において、手話通訳・要約筆記を行った。 開催日:7月12日(土) 講師:近畿大学名誉教授 奥田均 内容:「3つの壁を打ち破ろう!～部落差別解消推進法に学ぶ差別問題理解の基礎基本～」 参加者:195人 ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳・要約筆記を行った。 開催日:11月29日(土) 講師:東京大学教授 瀬地山 角 内容:『男の家事が社会を救う!?～笑って考えよう!家庭のこと、仕事のこと』 参加者:126人	・同和問題啓発強調月間市民講演会において、手話通訳・要約筆記を行います。 開催日:7月11日(土) 講師:九州大谷短期大学人権論非常勤講師 ジェレノー治美 内容:「みんなちがってバリ最高!～もっと知りたくなる!私たちの「人権」～」 ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳・要約筆記を行います。 開催日:11月14日(土) 講師:東京大学大学院総合文化研究科教授 四本裕子 内容:未定	人権政策課	59
	・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。	・該当なし	・該当なし	国保年金課	59

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます		
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援		
施策(2)	コミュニケーションの支援の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
		・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。	・出前講座の申込者へ事前に、要配慮者の確認を行った。 ・市民公開講座を開催の際に、手話通訳、要約筆記を配置した。 認知症に関する普及啓発事業と「ケア技術 ユマニチュード®」を開催 137名 在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図ることを目的に「人生会議で考える～私らしい生き方と最後の迎え方～」を開催 55名 ・介護予防教室（貯筋体操、栄養講座、お口の健康、健幸リズム教室等） 実施回数：23回（23団体に実施） 延参加者数：809人 手話講師や要約筆記を要する対応は発生しなかった。	・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。 ・該当なし	高齢者支援課	59
		・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。 ・健康講座において、手話通訳・要約筆記を行う。 1開催日：10月20日（月） 内容：眠りでお困りの方に 講師：済生会二日市病院 睡眠医療センター 医師 安藤 真一 2開催日：12月15日（月） 内容：ぬくもりに安心しないで！！～低温やけどに注意～ 講師：済生会二日市病院 皮膚・排泄ケア認定看護師 川原 淳子 3開催日：2月16日（月） 内容：緊急の頭痛の見分け方 講師：済生会二日市病院 救急看護認定看護師 上杉 祥太	・令和7年度健康講座は、手話通訳・要約筆記が必要な方の参加がなかったため未実施。 ・精神保健福祉講演会において、手話通訳・要約筆記を実施。 開催日：2月27日（金） 内容：認知症とうつ病～それぞれの病気とその関係について～ 講師：牧病院 院長 牧 聡 参加者数：103名	・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。 ・該当なし	元気づくり課	59
		・手話通訳等の実施や事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。	・「観光施設における心のバリアフリー認定制度」取得に向けたセミナーで参加者を募る際に、手話通訳等の支援や配慮の必要性を確認した。	・該当なし	観光推進課	59
		・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。 ・子ども学生美術展表彰において、手話通訳・要約筆記を行う。	・出前講座の実施なし ・子ども学生美術展表彰において、手話通訳を配置した。	・子ども学生美術展表彰において、手話通訳を行う。	国際・交流課	59
		・出前講座等において、事前に手話通訳等の配慮の必要性を確認する。 ・消費者啓発出前講座や啓発講演会において、相手により伝わりやすいように工夫して実施するよう努める。	・該当なし	・該当なし	産業振興課	59
		・人権講座「ひまわり」において、手話通訳を行う。 開催日：8月～12月（7回） 内容：人権や差別の解消に関する講座 ・「20歳のつどい」において、手話通訳を行う。 開催日：1月11日（日） 内 容：20歳を迎えた人の式典 ・「人権まつりださいふ」において、手話通訳・要約筆記を行う。 開催日：2月22日（日） 内 容：プラム・カルコア太宰府市民ホールでのステージ発表	・人権講座「ひまわり」において、手話通訳を7回、要約筆記を2回実施した。7/4 76人・8/1 56人・9/5 68人・10/3 61人・11/7 45人・11/16 75人・12/5 50人 計431人 ・「人権まつりださいふ」において、手話通訳を実施した。要約筆記は未実施。参加者1,000人。 ・「20歳のつどい」（参加人数：536人）において、手話通訳を実施した。	・人権講座「ひまわり」において、手話通訳と要約筆記を行う。 開催日：7月～12月（7回） 内容：人権や差別の解消に関する講座 ・「20歳のつどい」において、手話通訳を行う。 開催日：1月10日（日） 内 容：20歳を迎えた人の式典 ・「人権まつりださいふ」において、手話通訳・要約筆記を行う。 開催日：2月21日（日） 内 容：プラム・カルコア太宰府市民ホールでのステージ発表	社会教育課	59
		・令和国際文化会議において、手話通訳・要約筆記を行う。	・該当なし	・該当なし	文化財課	59
		・市民文化祭において、手話通訳を行う。 開催日：11月2日（日）、11月3日（祝・月） 内容：ステージ発表の紹介、イベント案内	・「太宰府手話の会」へ協力を依頼し、市民文化祭ステージの部において、発表内容の紹介やイベント案内の際には手話通訳を行った。 日 程：11月2日（日）、11月3日（祝・月） 主 催：市民文化祭実行委員会（事務局・・・文化学習課） 内 容：ステージの部・・・市民ホールにおいてバトンやダンス、舞踊、歌を発表 展示の部・・・2階及び3階の各室において生け花、盆栽、俳句、川柳、絵画作品などを展示 参加者：ステージの部・・・56組 展示の部・・・14組 来場：2日間で約4,900人	・市民文化祭において、手話通訳を行う。 開催予定日：11月7日（土）、11月8日（日） 内容：ステージ発表の紹介、イベント案内	文化学習課	59
		・議会の傍聴において、手話通訳の事前申込をホームページでお知らせする。	・議会の傍聴において、手話通訳の事前申込をホームページでお知らせし、申込があった際に、傍聴席に手話通訳者を配置した。 ・議場内での字幕表示を検討するなど、すべての人に情報が行き届くよう配慮する必要がある。	・議会の傍聴において、手話通訳の事前申込をホームページでお知らせし、申込があった際に手話通訳者を配置する。 ・議場内での字幕表示を検討する	議事課	59

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます		
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援		
施策(2)	コミュニケーションの支援の充実		

取り組み内容		令和7年度の取り組み計画	令和7年度の取り組み内容・課題	令和8年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
80	市の広報ださいふやインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	・様々な方法で、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発を行う。	・窓口コミュニケーション支援システム設置のプレスリリースを行い、テレビや新聞で広く取り上げてもらうことで、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発を行った。	・親子手話教室を実施する。 日時:7月27日(月) 場所:いきいき情報センター205～207 講師:日本デフバドミントン協会 矢ヶ部真衣	福祉課	59
		・該当なし	・市民政庁まつりにおいて、ボランティアによるユニバーサルステーション(車いす乗車体験や、ユニバーサルナビアプリのPR)の設置要望があり、場所の提供に協力した。	・市民政庁まつりが誰もが安心して参加できるイベントとなるよう、ポスターやチラシへの表記を工夫する。	地域コミュニティ課	新